

市民農園・家庭菜園で作物などを栽培している皆様へ

農薬は適正に使用しましょう!!

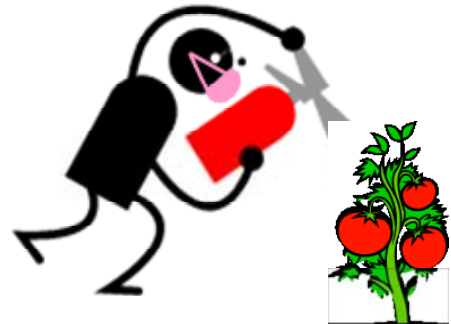
農薬取締法では、農薬を使用できる作物、時期、回数など、農薬の使用者が守らなければならない基準が定められています。農家でなくても、庭や家庭菜園などで農薬を使う場合は、この基準を守らなければなりません。

1 農薬を使用する前には、ラベルの内容（使用方法）をよく確認しましょう!



農薬は、使用できる作物、時期、回数などが定められています。ラベルの内容（使用方法）を守らないと、作物に害が出たり、収穫物に農薬が基準を超えて残ってしまうことがあります。いつ、どの作物に、どの農薬を使ったかがわかるように、農薬を使用したら、記録しておくようにしましょう。

2 農薬を散布するときには、周辺の作物にかからないようにしましょう!



使おうとする農薬は、周りの作物には使えないかもしれません。農薬は、風がない時に散布するのが基本です。

3 有効期限を過ぎた農薬は使わないようにしましょう!



有効期限が過ぎた農薬は、品質が保証されないだけでなく、ラベルに書かれている内容（使用方法等）が変わっている可能性があります。農薬は期限内に使い切れるよう、必要な量だけを購入しましょう。また、残った農薬を河川などに流したりしてはいけません。（水環境や水生生物に影響を与える可能性があります。）

このほかにも…

× 農薬を他の容器に移し替えたりしてはいけません。飲み物と間違えて飲んでしまう事故が発生しています。

× 「非農耕地用除草剤」と表示されている除草剤は、庭や家庭菜園では使うことができません。除草剤を購入、使用する時には、必ず表示を確認しましょう。（「農薬としては使えません」などと表示されています。）

問い合わせ先

(配布元の名称、連絡先等、適宜ご記入ください)

TEL

神奈川県農業技術センター病害虫防除部
神奈川県環境農政局農政部就農参入支援課

TEL 0463 (58) 0333 (代)
TEL 045 (210) 1111 (内線 4447)